

◎新潟県告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年1月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護 重度訪問介護	株式会社リボン 能生ステーション	糸魚川市大字能生2321番地	株式会社リボン	平成27年 5月1日
共同生活援助（外部サービス利用型）	グループホーム松ぼっくり	十日町市松代5324番地1	社会福祉法人東頸福祉会	平成27年 8月31日
短期入所	ショートステイうずらはし	五泉市橋田丙497番地2	社会福祉法人中東福祉会	平成27年 9月30日
居宅介護 重度訪問介護	株式会社とまと介護センター	五泉市本町2丁目1番9号 小川ビル3階	株式会社とまと介護センター	平成27年 9月30日
短期入所	ホームオオルリ	妙高市長森1384-1	社会福祉法人上越福祉会	平成27年 9月30日
生活介護 就労継続支援B型	コスモス活動所	阿賀野市中央町2-17-15	特定非営利活動法人コスモス	平成27年 9月30日
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	妙高の里ヘルパーステーション	妙高市葎生531-1	社会福祉法人新井頸南福祉会	平成27年 10月1日